

いはらの里【ショートステイ】 利用料 各種加算等

令和8年8月～

1.介護保険給付の対象となるサービス ※1日あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	603	672	745	815	884

地域区分
(6等地) 10.33円

※連続して30日を超えてサービスをご利用の場合、1日につき30単位の減算をいたします。

2.多床室、従来型個室

	食費※	個室	多床室
基準額 (円)	1,565	1,231	915
3段階②	1,360	980	530
3段階①	1,030	880	430
2段階	600	480	430
1段階	300	380	0

※食費内訳

朝食	385
昼食	515
夕食	515
おやつ	150

3.各種加算等料金

加算の名称	加算の算定要件	単位数
機能訓練指導体制	基準を上回る理学療法士等を配置している場合	12単位/日
看護体制加算 (I) (II)	基準を上回る看護師を配置している場合	I 4単位/日 II 8単位/日
夜勤職員配置加算 (I)	基準を上回る夜勤職員を配置している場合	13単位/日
サービス提供体制強化加算 (II)	基準を上回る介護福祉士を配置している場合	18単位/日
介護職員等処遇改善加算 (I)	すべての単位数に16.3%加算	所定単位数×16.3/100
生活機能向上連携加算 (II) ※初回月	医療機関の理学療法士が施設を訪問し、共同して個別機能訓練計画を作成・評価し、内容や進捗等を説明した場合	200単位/月
医療連携強化加算	協力医療機関を定め、急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ている場合 (利用者の状態による)	58単位/日
看取り連携体制加算	看取り介護を行った場合 (死亡日を含めて30日以内のうち7日の期間)	64単位/日
療養食加算※1食あたり	医師の指示に基づき療養食が提供された場合	8単位/回
緊急短期入所受入加算	介護支援専門員が、緊急にショートステイを受けることが必要と認めた者に対し、緊急に行った場合	90単位/日